



図 10 横浜の新しい都市景観形成制度の全体像

関する施策の展開の方向性となるのが、この「景観ビジョン」である。

そして、この「景観ビジョン」の策定とあわせて、横浜市全域における景観の水準を上げる景観の“全市基本ルール (C)”としての景観計画も検討する。

❖地区ごとの取組み「協議型景観推進地区 (A)」と「景観推進地区 (B)」

「景観ビジョン」や“全市基本ルール (C)”は、全市域を大きく捉えたものであり、地域の固有性を反映させることはできない。地域の個性を活かした景観づくりを行っていくために、地区ごとの都市景観形成の取組みが必要となる (図 10)。

建物の高さや色などの事前確定的で定量的な基準を主体とした“基本的な景観ルール”を定め、基本的な水準を確保する「景観推進地区 (B)」は、郊外部の住宅街などの取組みとして想定される。“基本的な景観ルール”作成にあたっては、景観計